

旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

収入
印紙

処分業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務委託（以下「委託業務」という。）
- 2 委託箇所名 岩手県花巻市城内4 地内 （地番表示：岩手県花巻市城内32番10）
- 3 委託期間 令和 年 月 日から令和9年2月26日までとする。
- 4 委託料 _____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）
- 5 契約保証金 金 _____円

上記委託業務について、委託者：岩手県（以下「甲」という。）と処分業者：●●●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の8第1項第1号に基づく行政代執行に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関し、次のとおり契約を締結する。

（法の順守）

第1条 甲及び乙は、委託業務の遂行に当たっては、廃棄物処理法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

- 第2条 委託業務の内容は、仕様書に定めるとおりとする。
- 2 甲が乙に処理を委託する廃棄物の種類、予定数量、性状及び荷姿は、仕様書及びその別紙に定めるとおりとする。
- 3 乙の許可又は認定に係る事業の範囲並びに処分又は再生の場所、方法及び処理能力は次のとおりとする。

事業場名	
所在地	
方法	
処理能力	

- 4 処分後に生ずる残さに係る最終処分の場所、方法及び処理能力は次のとおりとする。

廃棄物の種類	
事業場名	
所在地	
方法	
処理能力	

- 5 乙は、この契約の締結時に、前2項の事業範囲を証する許可証、無害化処理認定証その他必要な書類の写しを甲に提出し、これを契約書に添付するものとする。

（実施計画書）

第3条 乙は、委託業務に係る実施計画（変更）届出書（様式第1号）を作成し、この契約締結後5日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。実施計画を変更するときも同様とする。ただし、次条で規定している収集・運搬業者と甲の契約が締結されていない場合は、本文中の「契約締結後」を「第4条に基づく通知後」と読み替えるものとする。また、実施計画には、

受入確認、計量、施設内での管理、処分工程、処理完了までの追跡管理、証拠資料の作成・保存、異常時の受入停止基準、事故時の対応及び緊急連絡体制を含めるものとする。

- 2 甲は、実施計画が不適当と認めるときは、乙に対して修正を求めることができる。乙は、甲の承認を受けた実施計画に従って業務を実施するものとする。

（搬入業者等）

第4条 第2条第2項の産業廃棄物に係る第2条第3項で指定する事業場への搬入は、甲が指定する収集運搬業者が行う。甲は、収集運搬業者を決定したときは、搬入前までに、次に掲げる事項を乙に書面で通知するものとする。

- （1）氏名（法人にあっては、商号及び代表者の氏名）
- （2）住所
- （3）許可都道府県・政令市
- （4）許可の有効期限
- （5）事業の範囲
- （6）許可の条件
- （7）許可番号

（処分業務主任者）

第5条 乙は、委託業務の管理をつかさどる処分業務主任者を定め、この契約締結後5日以内に処分業務主任者選任（変更）届出書（様式第2号）により甲に届け出なければならない。処分業務主任者を変更したときも同様とする。

（適正処理に必要な情報の提供）

第6条 甲は、PCB廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、処理施設に搬入する前に乙に提供するものとする。

- （1）PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- （2）通常の保管状況の下での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
- （3）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- （4）その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- 2 甲は、上記の内容以外にも、乙の求めに応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供するものとする。

- 3 第1項各号に掲げる情報に変更があったときは、甲は遅滞なくその旨を書面等により乙に通知するものとする。

- 4 甲は、処理委託するPCB廃棄物について産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に漏れのないよう記載し、交付しなければならない。

なお、マニフェストの記載事項に漏れがある場合は、乙はPCB廃棄物の受入れを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、PCB廃棄物を受入れるものとする。

- 5 乙は、甲から提供された情報と現物の性状、数量又は荷姿に相違を認めたときは、直ちに受入れ又は処分を中止し、甲に報告してその指示を受けるものとする。

（搬入日時の調整）

第7条 乙は、甲が第4条に基づき通知した収集・運搬業者と日程を調整し、甲に報告したうえで乙の施設に搬入するものとする。また、乙は調整した搬入日時を変更する場合も上記と同様に調整したうえで甲に報告するものとする。

（再委託の制限）

第8条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、廃棄物処理法その他関係法令

に定める再委託の要件を満たし、かつ、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先の名称、所在地、許可又は認定の内容、再委託する業務の範囲及び理由を記載した書面を甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第3号）を甲に提出し、その完了について甲の確認検査を受けなければならない。完了報告書には、D票若しくはE票の写し又は電子マニフェストの処分終了報告を確認できる書類を添付するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（適合の措置）

第11条 甲は、前条第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

（責任範囲）

第12条 乙の責任範囲は、処分施設における受入れから処分完了までの間、甲から委託されたPCB廃棄物を法令及びこの契約に基づき適正に管理し、処分する範囲とする。

- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由により法令又はこの契約に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲の責任範囲は、第1項に定める乙の責任範囲を除き、行政代執行の実施主体として甲が行うべき範囲とする。
- 4 甲は、自己の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（調査等）

第13条 甲は、必要があると認める場合は、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（指示等）

第14条 甲は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、乙に指示することができる。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときには、その結果を甲に報告するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第 15 条 乙は、第 10 条第 2 項の検査の結果、委託業務が契約内容に適合すると認められたときは、委託料請求書（様式第 4 号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

（違約金）

第 16 条 甲は、乙が委託期限内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（甲の遅延利息）

第 17 条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により第 15 条第 2 項の期間内に委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、支払うべき委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、乙が実施した委託業務が契約の内容に適合しないときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告による解除）

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 11 条若しくは第 14 条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

（2） その他この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除）

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

（2） 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その者他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が

アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（契約解除に伴う損害賠償）

第21条 第19条又は前条の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前2項の規定は、委託料の支払のあった後においても適用するものとする。

3 契約解除時に、乙が受け入れた未処理の廃棄物がある場合は、甲乙協議の上、関係法令に従い、乙による処理の継続、甲への返還又は甲が指定する適法な処理業者への引渡しその他必要な措置を講ずるものとする。当該措置に要する費用は、解除の原因及び各当事者の責めに帰すべき事由に応じて負担する。

（暴力団等の通報）

第22条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第23条 乙は、第19条又は第20条の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

（返還に伴う遅延利息）

第24条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（秘密の保持）

第25条 乙は、本件委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（損害賠償等）

第26条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（行政代執行に伴う業務内容の変更等）

第27条 甲は、被命令者による自主履行、対象廃棄物の増減若しくは性状の変化、現場への立入りの制約、裁判所その他関係機関の判断又は行政代執行の実施上必要な事情が生じたときは、委託業務の全部若しくは一部を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定める。委託料は、履行済部分及び甲が事前に承認した合理的かつ不可避な費用を基礎として精算するものとする。

（甲の都合による解除）

第28条 甲は、行政代執行の全部又は一部を実施する必要がなくなったときその他必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項による解除の場合、乙は、履行済部分に相当する委託料及び甲が事前に承認した合理的かつ不可避な費用を除き、損害賠償その他の請求をすることができない。

（証拠保全及び協力）

第29条 乙は、処理施設への受入れ時から処分完了までの状況、受入数量、計量結果、処分工程、処分完了状況その他甲が指定する事項について、写真、計量票、運転記録その他の資料を作成し、

甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が監査、住民監査請求、訴訟、費用徴収その他の手続に関して説明又は資料提出を求めたときは、合理的な範囲でこれに協力するものとする。

(関係書類の保存)

第 30 条 乙は、委託業務に係る経理、処理記録、写真、計量票、マニフェストその他の関係書類を整備し、委託業務が完了した日又はこの契約が終了した日のいずれか遅い日から 5 年間保存するものとする。ただし、行政代執行に係る費用徴収、監査、住民監査請求又は争訟が継続している場合で、甲が保存期間の延長を求めたときは、甲乙協議の上保存するものとする。

(補則)

第 31 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙 住所
名称

実施計画（変更）届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所

氏 名 印

次のとおり実施計画書を作成（変更）したので、契約書第 3 条の規定により提出します。

委 託 業 務 名	旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務
委託業務場所	
委 託 料	金 円（うち消費税額 円）
契約年月日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
変 更 内 容	

注）変更内容は、変更届出の場合に記載すること。
消費税額とは、取引に係る消費税額及び地方消費税の額をいう。

添付書類：実施計画書（下記事項を記載又は添付すること）

- ・受入確認の方法
- ・計量方法
- ・処分工程
- ・証拠資料の作成方法
- ・受入停止・作業中止基準
- ・事故時の対応
- ・緊急連絡体制
- ・処分終了までの追跡管理

処分業務主任者選任（変更）届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所

氏 名 印

次のとおり処分業務主任者を選任（変更）したので、契約書第5条の規定により届出します。

委託業務名	旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務
委託業務場所	
委 託 料	金 円（うち消費税額 円）
契約年月日	令和 年 月 日
履 行 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
処分業務主任者 職・氏名	

注）消費税額とは、取引に係る消費税額及び地方消費税の額をいう。

添付書類 処分業務主任者の経歴書及び当該業務に関する資格等を有する場合にあっては、当該資格等を有することを証明する書類を添付すること。

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

令和 年 月 日付けで契約を行った下記委託業務について、業務が完了しましたので、契約書第10条第1項の規定により報告します。

記

委託業務名	旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務		
処分実績			
委託料	金円		
	うち消費税額円		
契約期間	令和年 月 日から令和年 月 日まで		

注) 消費税額とは、取引に係る消費税額及び地方消費税の額をいう。

【添付書類】

当該業務を行ったPCB廃棄物に係る産業廃棄物管理票（D票若しくはE票）の写し又は電子マニフェストの処分終了報告を確認できる書類の写し、計量票、処分工程写真を添付すること。

委 託 料 請 求 書

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所

氏 名 印

令和 年 月 日付けで契約を行った旧新興製作所跡地低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務について、契約書第15条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請 求 金 額	金 円
う ち 消 費 税 額	金 円
契 約 金 額	円 (うち消費税額 円)

2 振込先銀行名

口座番号：

注) 消費税額とは、取引に係る消費税額及び地方消費税の額をいう。